



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会社名 富士興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 金丸 勇一
(コード：5009 東証第一部)
問合せ先 総務部長 石橋 重則
(TEL . 03 - 3861 - 4601)

株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 82 回定時株主総会に、株式併合及び単元株式数の変更をすることについて付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、株式併合の実施及び単元株式数を変更することについては、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 82 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を 100 株に統一することを目標としております。当社は上場会社としてかかる趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、株式併合（10 株を 1 株に併合）並びに株式併合の効力発生と同時に 10 株未満の部分を除き株主の皆様の権利に変動を生じさせないために、単元株式数を変更（1,000 株から 100 株に変更）し、かつ、発行可能株式総数も 10 分の 1 に変更する予定であります。

また、当社の発行済株式総数の時価総額に対する割合は株式会社東京証券取引所（市場第一部）の上場企業全体の状況と比較して、約 11 倍と高い割合となっております。今回の株式併合により、時価総額に比べ発行済株式総数が多いという状況の適正化が図られ、1 株あたりの諸指標（利益・純資産額等）や株価が他社と比較しやすくなり、当社の状況に対するご理解を深めていただくことができるものと考えております。さらには、当社株式が株式市場において一層適正に評価され、ひいては当社グループの企業イメージの向上に資するものと存じます。

当社の発行済株式総数及び時価総額の状況と株式会社東京証券取引所（市場第一部）における上場株式数及び時価総額の状況は次のとおりです。

【当社の状況】(平成 24 年 3 月 31 日時点)

発行済株式総数 (A)	87,439 千株
時価総額 (B)	6,470 百万円
時価総額百万円当たりの発行済株式数 (A/B)	13.5 千株

【株式会社東京証券取引所（市場第一部）の状況】(平成 24 年 3 月 31 日時点)

上場株式数合計 (A)	371,052,695 千株
上場会社数 (B)	1,673 社
平均上場株式数 (A/B)	221,788 千株
時価総額合計 (C)	293,741,343 百万円
時価総額百万円当たりの上場株式数 (A/C)	1.2 千株

これに加え、現状の当社の株価水準の場合、相対的に株価変動率も大きくなっており、ステークホルダーや一般投資家の皆様に与える影響も大きくなっていると認識しております。株式併合を行うことにより、理論的にはその併合比率に見合っただけで株価が上昇し、この状況を改善できる可能性があると考えております。また、株式関連事務コストの削減も見込まれます。

なお、今回の株式併合が株主の皆様への権利や株式市場における売買の利便性並びに流動性に出来る限り影響を及ぼすことがないよう、株式併合の効力発生と同時に当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する予定です。これに伴い、株式会社東京証券取引所（市場第一部）における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

（２）株式併合の内容

併合の方法

平成 24 年 9 月 30 日（日曜日）（実質上 9 月 28 日（金曜日））最終の株主名簿に記載された株主様の所有普通株式 10 株につき、1 株の割合をもって併合いたします。

（注）1 株に満たない端数の処理方法：株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じる株主様につきましては、会社法第 235 条及び会社法第 234 条第 2 項乃至第 5 項に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数	: 87,439,073 株
今回の併合により減少する株式数	: 78,695,166 株
株式併合後の発行済株式総数	: 8,743,907 株
株式併合後の発行可能株式総数	: 30,000,000 株

（注）本株式併合による減少株式数は、本併合により生じる端数及び当該発行済株式総数に併合割合を乗算した理論値であります。

併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成 24 年 3 月 31 日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、当該株主数 9,675 名のうち、10 株未満の株式のみ所有の株主様 83 名（その所有株式数の合計は、266 株）が株主たる地位を失うこととなります。

一方、併合前の保有株式数が 10 株以上の株主様については、本株式併合と同時に併合比率に応じて単元株式数の変更を行いますので、本株式併合実施前後で株式売買機会、議決権の権利の状況等に変更は生じません。なお、単元未満株式を有する株主様は会社法第 192 条の定めによる当社株式取扱規程に定めるところにより、引き続き当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。

総株主数及び当社発行済株式総数	総株主数（割合）	当社発行済株式総数（割合）
		9,675 名(100.00%)
10 株未満株主数	83 名(0.86%)	266 株(0.0003%)
10 株以上株主数（ ）	9,592 名(99.14%)	87,438,807 株(99.9997%)

10 株以上株主数には、10 株以上で 1 桁の株式を所有している株主様 218 名（その 1 桁の株式数合計 1,097 株）が含まれています。

株式併合の条件

平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会における「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。なお、これに併せて当社の定款に定める発行可能株式総数についても併合比率に応じて変更する予定であり、当該株主総会において「定款一部変更の件」の議案を付議のうえ、同時にその承認を得る予定です。

(4) 日 程

取締役会決議日	平成 24 年 5 月 14 日
株主総会決議日	平成 24 年 6 月 28 日(予定)
株式併合公告日	平成 24 年 9 月 14 日(予定)
基 準 日	平成 24 年 9 月 30 日(予定)
効 力 発 生 日	平成 24 年 10 月 1 日(予定)

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

今回の併合により、株主の皆様の議決権等の権利や市場での売買の利便性を損なわないように最大限考慮するとともに、全国取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の最終段階である 100 株に当社株式の単元株式数を変更するものです。

(2) 単元株式数変更の条件

本件株式併合の効力発生を条件とします。

(3) 変更の日程

効 力 発 生 日 平成 24 年 10 月 1 日

(参考)平成 24 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

以 上